

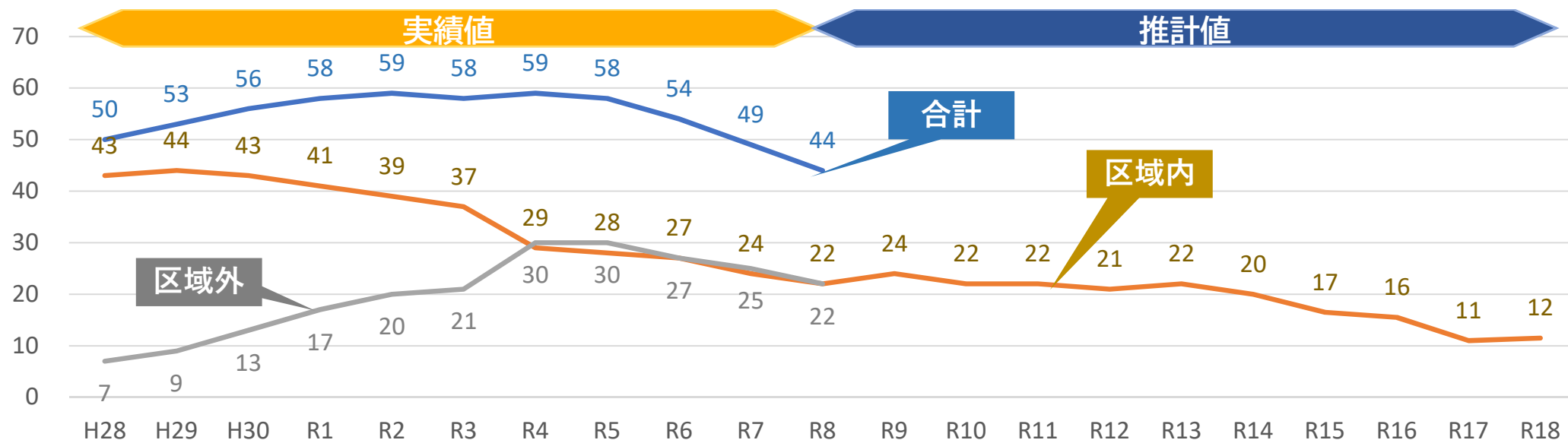
大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針

1 検討の目的

- 令和8年2月に策定した「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針」において、全学年1クラスの**大山小学校**については、いわゆる小規模校として整理し、**令和8年度以降に対応策を検討**していくと位置付けました。

については、大山小学校に通学する児童にとって、将来にわたり望ましい教育環境を確保するため、その対応策を検討し、保護者や地域等との合意形成を図ります。

2 大山小学校の児童数の推移と推計



(単位:人)

— 児童数合計

— 大山区域内児童数

— 他の区域からの児童数

※推計値：R14までは住民基本台帳による推計、
R15以降は、基本方針の推計値を引用

大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針

- 大山小学校に通学する児童は、令和8(2026)年4月現在44人で、そのうち区域内の児童は22人で、10年前の半数となっており、小規模特認校制度により区域外から通学する児童と同じ人数となっています。

今後も区域内の児童数は減少していくことが見込まれます。

3 対応策の方向性

- 検討にあたって考慮する学校区域は、「学校規模等に関する基本方針」に基づき、現在の中学校区を基本とするため、山王中学校区の枠組みの中で検討を行います。
- 対応策は、次の方向性を基本としながら、地域の実情に応じた対応策を検討します。

- 児童数確保による存続
 - ・ 小規模特認校制度の充実(現在実施中)
 - ・ 通学区域の変更
- 近隣小学校の分校化
- 近隣小学校との統合
- 小中一貫校の設置

大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針

4 検討の手順

- 大山小学校の現状・課題を整理するとともに、アンケート調査等により様々な関係者の意識を把握しながら検討を進め、市としての方向性を「(仮称)大山小学校個別計画(案)」としてまとめます。
- 「(仮称)大山小学校個別計画(案)」に基づき、保護者、地域住民、学校関係者等と課題や将来ビジョンの共通認識を図り、より良い将来の在り方の合意形成に向けて、(仮称)地元懇話会を設置して協議を進めるほか、住民説明会等を開催するなど、丁寧な話し合いを進めます。

5 検討にあたって配慮する主な視点

- 児童の学習環境や生活環境等への影響の視点
- 通学時の安全確保と負担軽減の視点
- 地域の多様な活動拠点としての学校施設機能の視点
- 学校施設の老朽化への対応の視点



大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針

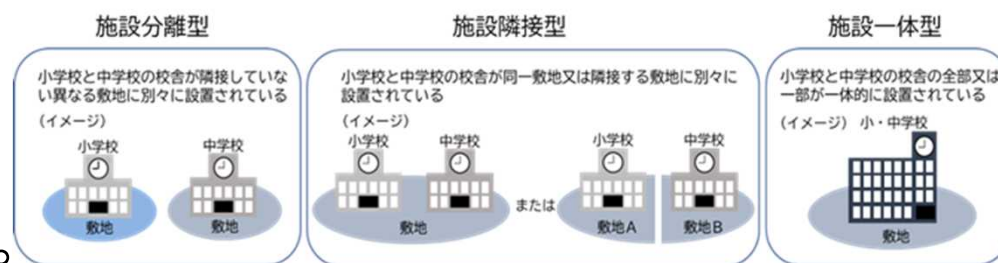
6 検討期間中における措置(小規模特認校制度の拡充)

- 検討にあたっては、関係者との丁寧な話し合いに数年の期間が必要となるなどから、その間の教育水準及び教育環境を維持するため、可能な限り児童数の維持・増加に向けた対応を図ります。
- このため、現在導入している小規模特認校制度(区域外からの児童の受入れ)を拡充するなど、平行して大山小学校の更なる活性化に向けた取組を推進します。

7 市内小中学校における小中一貫教育の検討

- 市教育委員会では、より一層のきめ細やかな教育を推進するため、9年間を通じた教育課程の編成等により、系統的かつ連続性のある教育を目指す小中一貫教育の検討を、全市域を対象に進めます。

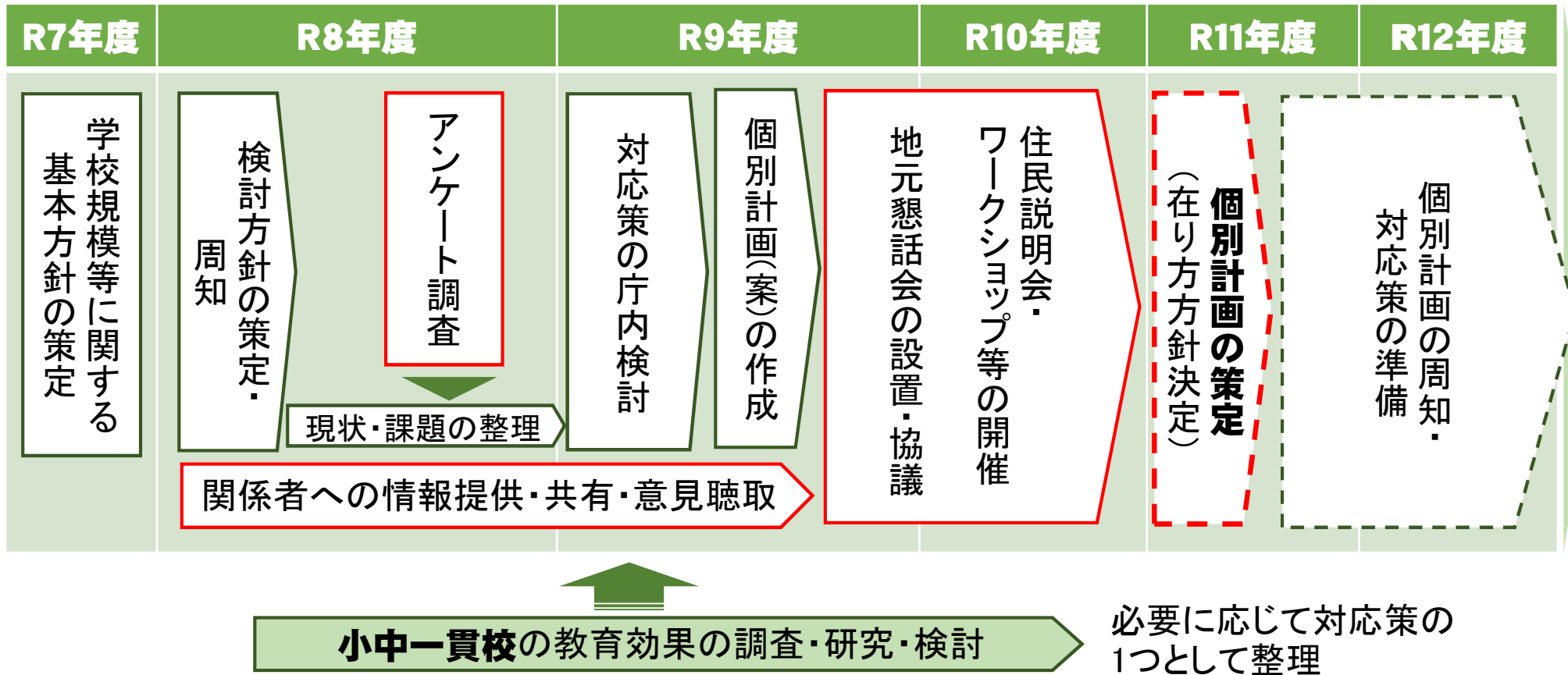
【(参考)小中一貫教育における施設形態の分類】



- 大山小学校の在り方検討と併せて、本市の児童生徒への教育効果(学習面、生活面)に関して調査・研究を行い、必要に応じて大山小学校の今後の対応策の一つとして整理します。

大山小学校の在り方検討に向けた基本的な方針

8 検討のスケジュール(予定)



小規模特認校制度の拡充による大山小学校の更なる活性化(区域外からの児童の受入れ)

